

## 東北歴史博物館内レストラン出店者募集実施要項

神亀元年、西暦724年に創建し、陸奥国府が置かれるなど、古代東北の政治・文化の中心として繁栄した「多賀城」が、2024年（令和6年）に創建1300年という記念すべき年を迎えるにあたり、東北歴史博物館では令和6年度3つのテーマで特別展を開催します。

今後、多賀城を訪れる方の増加が見込まれるなか、東北歴史博物館利用者の期待に応えるため、厨房及びレストランスペースを御利用いただける事業者を公募し、令和6年度から提供する飲食サービスについて魅力的かつ柔軟な企画運営の御提案を受け付けます。

応募される事業者は、必ず各条件を御了解のうえでお申し込みください。

### 1 募集目的

東北歴史博物館利用者の利便性向上を図るため、東北歴史博物館内レストランにおいて飲食物の提供を行える事業者を公募により募集する。

レストランの活用については、東北歴史博物館における「宮城・東北の歴史・文化を楽しみながら体感できる博物館」という目標に合致するとともに、東北歴史博物館の企画展示や催事とレストラン事業者との連携をとおして、博物館の魅力向上に寄与するような提案を期待する。

本選定に当たっては、魅力的かつ柔軟な企画運営の提案を求め、プロポーザル方式により総合的に評価し、選定する。

### 2 東北歴史博物館の概要・利用者数等

#### (1) 概要

(ア)施設名称:東北歴史博物館レストラン

(イ)所在地:宮城県多賀城市高崎1丁目22-1

東北歴史博物館は、敷地面積77,144.07㎡、地上3階・地下1階建の本館と、地上1階建の別棟と古民家、陶芸窯収納小屋の合計延床面積15,446.11㎡で、宮城県立の歴史系博物館として平成10年10月9日に開館された。

来館者に向けた主な事業は下記のとおりである。

#### (展示)

- 約3万年前の後期旧石器時代から昭和の高度経済成長期までの東北地方全体の歴史・文化を取り扱う常設展示
- 時代や地域の広がりを的確に表し、一定のまとまりのある資料群を集中的に展示するテーマ展示
- 無形の民俗事象(行事・芸能)の記録をオリジナル映像で上映する映像展示
- 江戸時代中期の建築である母屋をはじめとした農家の屋敷の実物展示として、石巻市北上町から移築した今野家住宅
- 年間2～3回開催する特別展

#### (教育普及)

- こども歴史館
- 図書情報室

#### (催事運営)

- 館長講座
- 博物館講座(資料購読講座・古文書講座・考古学講座)
- 体験教室
- 多賀城跡巡り

- 民話を聞く会
- 体験イベント

(2) 利用者数等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	37,743人	154,654人	106,440人
開館日数	251日	288日	283日
閉館日数	114日	77日	82日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、開館日数が例年より減少。  
 ※過去の特別展の入館者の概要は、別紙1のとおり。

3 東北歴史博物館レストラン運営要領について

博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成23年12月20日文部科学省告示第165号)第15条第3項に基づき、東北歴史博物館の利用者が快適に観覧できるよう、休憩施設として整え、職員ほか利用する者のための福利厚生施設として食堂を経営する際の運営並びに取扱いについて、必要な事項を別紙2「東北歴史博物館レストラン運営要領」とおり定める。

運営に関する条件及び目的外使用許可に関する条件について、「東北歴史博物館レストラン運営要領」の記載内容を熟読すること。

4 参加資格

以下の事項をすべて満たしていること。

- (1) 応募書類提出の時点で宮城県内に住所又は本店(事業所)を有していること。
- (2) 衛生的かつ設備の整った店舗の飲食業を応募書類提出の時点で3年以上営業し、相当の実績があること。
- (3) 諸課税を滞納していないこと。  
 【個人の場合】  
 所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税  
 【法人の場合】  
 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)を遵守していること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある個人・法人ではないこと。

## 5 参加手続き

### (1) 募集実施要項の公表

#### (ア) 公募期間

令和5年12月7日(木)～令和6年1月31日(水)午後5時まで

#### (イ) 公募方法

館ホームページにて公表する。

#### (ウ) 関係書類

本公募の関係書類については、館ホームページ  
(<https://www.thm.pref.miyagi.jp/>)よりダウンロードすること。

### (2) 提出書類

応募事業者は下記の書類を提出すること。

※提出後、追加資料を請求する場合がある。

#### 【個人・法人共通】

##### (ア) (様式1)参加表明書

##### (イ) (様式2)事業提案書(様式は自由)

- 下記①から⑨の項目に沿って、漏れのないようすべて提案すること。
- A4用紙縦(横書き)とし、目次・提案事項の順で作成すること。
- 提案事項の項目毎に見出しを付けること。
- ページ番号を付けること。

##### ① 運営実績

- 同種業務のこれまでの運営実績について
- 本事業に係る資金計画について

##### ② レストランの運営方法

- 運営方法に係る基本方針、接客方針について
- 食材の仕入れや管理方法について
- 営業時間について

##### ③ 従業員の配置体制

- 従業員の配置体制、責任体制、緊急時の体制について

##### ④ 安全管理・食品衛生

- 防犯、防災等に対する運営上の安全管理について
- 食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について
- 衛生管理、清掃について

##### ⑤ 商品・サービスの構成

- 提供を予定している主なメニューの種類(日替わりランチを予定している場合は、その内容)、レストランの雰囲気や施設の趣旨に沿ったメニューの独自提案について
- 提供を予定している主なメニューの価格について
- 集客の工夫について(例:ヘルシーメニューの提供、栄養成分及びカロリーの表示、利用者を飽きさせない工夫、割引サービス券の発行、SNSを活用して店舗情報の発信を行うなど)

##### ⑥ 環境への配慮

- 廃棄物の減量化やリサイクルの推進について
- 省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減への取り組みについて
- フードロスへの取り組みについて

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策
  - 新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて
- ⑧ アピールポイント
  - 参加動機、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項について(例:災害時に対する支援・連携、館のサービスとの連携など)
- ⑨ 業務に必要となる免許の写し(営業許可証、調理師免許等)
- ⑩ 印鑑登録証明書(応募の日から3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑪ 会社概要又は事業概要(様式は自由)

【個人の場合】

- ⑫ 住民票の写し(直近3か月以内に発行されたもの)(本籍・続柄省略、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。)
- ⑬ 納税証明書(所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税)(応募の日から3ヶ月以内に発行されたもの)(直近3年分)
- ⑭ (青色申告の場合)決算書(直近3年分)※確定申告時の添付書類
- ⑮ (白色申告の場合)上記「(青色申告の場合)決算書」に類するもの(直近3年分)

【法人の場合】

- ⑯ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(応募の日から3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑰ 定款又はこれに類する書類(最新のもの)
- ⑱ 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税)(応募の日から3ヶ月以内に発行されたもの)(直近3年分)
- ⑲ 損益計算書(PL)(直近3年分)

(3) 提出部数

「(イ)事業提案書」のみ7部。それ以外は1部。

(4) 提出方法

下記「11問合せ先・提出先」まで持参又は郵送(必ず簡易書留)(下記提出期限までに必着)とする。

(5) 受付時間

午前9時から午後5時まで(土・日・祝休日を除く)

(6) 提出期限

令和6年1月31日(水)午後5時まで

(7) 質問の受付及び回答

(ア) 質問受付期間

令和5年12月7日(木)から令和6年1月15日(月)午後5時までに、「(様式3)質問書」で電子メール又はFAXを送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること(持参も可)。

(イ) 回答方法

令和6年1月17日(水)までに館ホームページにおいて公表する。

(8) 現地見学会

令和5年12月8日(金)から令和5年12月27日(水)まで、午前10時30分から午後3時の間、担当者が対応できる日時で随時実施予定。参加希望者は令和5年12月25日(月)午後5時までに、「(様式4)現地見学会申込書」で電子メール又はFAXを送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること(持参も可)。また、当日は本実施要項の配付はしないので、各自持参すること。

なお、現地見学会の参加人数については、1事業者につき、2名までとする。  
 おって、現地見学会の参加は任意であり、不参加を理由に不利益を被ることはない。

(9) スケジュール(予定)

日付	内容
令和5年12月7日(木)	レストラン公募開始実施要項等の公表 参加表明書・提案書受付開始 質問受付開始
令和5年12月25日(月)	現地見学会参加届提出期限
令和5年12月8日(金)から 令和5年12月27日(水)まで	現地見学会 (午前10時30分から午後3時まで)
令和6年1月15日(月)17時まで	質問受付締切
令和6年1月17日(水)	質問回答
令和6年1月31日(水)17時まで	提出書類締切
令和6年2月1日(木)～ 令和6年2月5日(月)	第1次審査(書類審査)
令和6年2月7日(水)	第1次審査結果通知
令和6年2月12日(月)以降	第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和6年2月26日(月)	第2次審査結果通知
令和6年2月29日(木)以降	選定結果の公表
3月中	目的外使用許可通知
4月1日(月)	使用許可開始日(※営業開始までの準備期間は使用料を全額減免する)
4月1日(月)から7月1日(月)まで (館と出店者が協議の上、決定)	営業開始日

※スケジュールは、館のスケジュールや新型コロナウイルス感染症の影響等により変更することがある。

6 評価基準

別紙3「事業提案の評価について」【第1次審査】、別紙4「事業提案の評価について」【第2次審査】のとおりとする。

7 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

参加事業者から提出された「(様式1)参加表明書」及び「(様式2)事業提案書」により、第1次審査を評価基準(別紙3)に基づき実施する。審査結果については、令和6年2月7日(水)までに参加事業者宛て郵送等で通知する。

※応募者が3者を超える場合、第1次審査で失格者を除いた者の内、上位と評価された3者が第1次審査を通過するものとする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

(ア) 日時及び場所

令和6年2月12日(月)9:00～12:00 自治会館 207会議室

※実施時間等詳細については、後日連絡する。

(イ) 所要時間

40分程度(プレゼンテーションは20分程度)

(ウ) 内容

「事業提案書」等に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、パワーポイントで説明することも可能とし、パソコン、プロジェクター等は参加事業者が用意すること。

(エ) 審査結果

令和6年2月26日(月)までに、第2次審査参加事業者宛て郵送等で通知する。

8 使用許可候補事業者の決定

- (1) 第1次審査(100点満点)及び第2次審査(100点満点)を合わせた総合点(200点満点)が最も得点の高い事業者を契約候補事業者として決定する。
- (2) 最も得点の高い事業者が複数の場合は第2次審査評価項目中「全体の評価(30点満点)」が最も高い事業者を契約候補事業者として決定する。
- (3) 上記(1)(2)に関わらず、総合点(200点満点)の得点が120点未満の場合は、契約候補事業者として選定しない。

9 選定結果の通知・公表

第2次審査参加事業者に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに館ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点  
※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。  
※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする(様式は自由)。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により辞退する場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること(様式は自由)。  
なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (3) 館は必要と認める場合に、個別に提出書類の内容についての確認や追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 本募集に要する一切の費用は、応募する事業者の負担とする。
- (5) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (6) 提出された書類等は、情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する(ただし、館が同条例に規定する不開示情報に該当すると判断したものを除く)。
- (7) 館に提出された文書等は、原則として返却しない。

- (8) 館に提出された文書等について、原則提出後の差し替えは認めない。ただし、提出期限内に限り、提出した書類の変更・再提出を可とする。
- (9) 重複提案は禁止とする。
- (10) 審査の内容についての問い合わせには一切応じられないものとする。
- (11) 評価基準、評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けられないものとする。
- (12) 応募者が1者の場合でも、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を行うものとする。

#### 11 問合せ先・提出先

〒985-0862宮城県多賀城市高崎一丁目22-1

東北歴史博物館管理部管理班・情報サービス班(担当:門脇、小野寺)

電話:022-368-0101

※受付時間:午前9時～午後5時

FAX:022-368-0103

E-mail:[thm-m@pref.miyagi.lg.jp](mailto:thm-m@pref.miyagi.lg.jp)